国会事項

衆議院

議案提出

三月六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案

両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領

三月六日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　徳永　エリ　　補欠　江崎　孝

質問書提出

三月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

漁業に深刻な被害を与える大型クラゲに関する質問主意書（木村太郎提出）

答弁書受領

三月六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橘慶一郎提出地域において消防団が今後担うべき役割に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出原子力損害賠償紛争審査会指針の賠償対象区域に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出日豪ＥＰＡと日豪によるＴＰＰ事前協議との関連性等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出イラン産原油の禁輸及びホルムズ海峡の封鎖危機に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出特定のメディアに対する会見出席拒否に関する質問に対する答弁書

参議院

議案提出

三月六日内閣から次の議案が提出された。

少年院法案（閣法第五五号）

少年鑑別所法案（閣法第五六号）

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五七号）

議案受領（予備審査）

三月六日内閣から次の議案が送付された。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案（閣法第五三号）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（閣法第五四号）

質問主意書提出

三月六日議員から次の質問主意書が提出された。

グーグルマップにおける竹島表記に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第五二号）

指定薬物、脱法ハーブ等の取締り強化に関する質問主意書（藤井基之提出）（第五三号）

企業の組織的選挙活動に係る公職選挙法の規制等に対する政府の見解に関する質問主意書（平山誠提出）（第五四号）

答弁書受領

三月六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員佐藤正久提出「国防の基本方針」改定に関する質問に対する答弁書（第四一号）

合同協議会委員辞任、補欠選任及び通知

三月六日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任　徳永　エリ　　補欠　江崎　孝

人事異動

内閣

（総務省人事・恩給局次長）総務事務官　平山　眞

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房行政改革実行本部事務局審議官を命ずる

若松　幸嗣

内閣官房行政改革実行本部事務局参事官に併任する

（海上保安庁名古屋海上保安部長）海上保安官　河合　美男

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム港湾危機管理官を命ずる

（同）同　石川　荘資

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム港湾危機管理官を免ずる（以上三月一日）

内閣府

上村　達男　作田　久男

宮城惠理子　松下　雋

日本放送協会経営委員会委員に任命する（各通）（三月一日）

橋本　五郎

公安審査委員会委員に任命する（三月二日）

小田切宏之

公正取引委員会委員に任命する（三月五日）

皇室事項

信任状捧呈式

三月五日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在フランス国特命全権大使クリスチャン・マセの信任状捧呈式を行われた。

三月五日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ウズベキスタン国特命全権大使ファルフ・イスロムジョノヴィチ・トゥルスノフの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

法務

再審による無罪判決の公示

山口嘉文（無職、昭和四六年一〇月九日生）に対して、「平成二一年五月三日香川県綾歌郡綾川町山田下七二三番地三先道路において、自動車運転上の過失により被害者に傷害を負わせた」との事実につき、略式命令（罰金七〇万円）が確定していたが、再審の結果被告人の行為でないことが明らかとなったから、平成二三年一二月二〇日無罪の言渡しをした。

高松簡易裁判所

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エヌ・ティ・ティ労働組合から、一時金等の要求に関して、平成24年３月12日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年３月８日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道　東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ティ・エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、テルウェル北海道株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムウェア北海道株式会社、ドコモエンジニアリング北海道株式会社、ドコモ・サービス北海道株式会社、ドコモ・モバイル株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ北海道

青森県　東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ティ・エムイー、株式会社エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、ドコモサービス東北株式会社、ドコモエンジニアリング東北株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北

岩手県　東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ティ・エムイー、株式会社エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、ドコモサービス東北株式会社、ドコモエンジニアリング東北株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北